

株式の併合に係る事前開示書面（変更）

（会社法第 182 条の 2 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 9 に定める書面）

2023 年 1 月 25 日

株式会社日立物流

2023年1月25日
株式会社日立物流
代表執行役社長(COO) 高木 宏明

株式の併合に係る事前開示事項

当社は、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の併合（以下「本株式併合」といいます。）に関して、2023年1月18日付で会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第182条の2第1項及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。）第33条の9に基づき本株式併合に係る事前開示書類（以下「本事前開示書類」といいます。）の開示を行いました。2023年1月25日開催の当社取締役会の決議により本事前開示書類の内容に変更が生じたので、会社法第182条の2第1項及び会社法施行規則第33条の9第3号に基づき、下記の項目につき、変更後の事項を開示いたします。なお、項目番号は、本事前開示書類の項目番号と対応しており、変更箇所は下線で示しております。

記

3. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(略)

(3) 公開買付者に対する種類株式の発行、定款の一部変更、並びに資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少

当社は、2023年1月25日付プレスリリース「第三者割当による種類株式の発行、定款の一部変更、並びに資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少に関するお知らせ」に記載のとおり、2023年1月25日開催の取締役会において、①公開買付者に対して、第三者割当の方法によりA種種類株式及びB種種類株式を発行すること（以下「本第三者割当増資」といいます。）、②当該種類株式に関する規定の新設等を含む定款の一部変更（以下「本定款変更」といいます。）を行うこと、並びに③本第三者割当増資後の資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少（以下「本減資等」といいます。）を行うことを決議いたしました。なお、本第三者割当増資、本定款変更（商号変更に係る定款の一部変更を除きます。）及び本減資等は、いずれも、

同年2月28日に本株式併合の効力が発生し当社の株主が公開買付者及び日立製作所のみとなったことを条件として、同年3月1日に実行されます。商号変更に係る定款の一部変更は、本取引が実行されたことを条件として、同年4月1日に実行されます。

以 上